

様々な経営課題の解決に向け、自ら専門家を招き、適切な診断及び助言のもと、発展・持続的成長を目指す中小企業等に対して、公的機関が行う専門家派遣事業に要する費用の一部を補助します。

専門家派遣事業とは・・・

岡山県産業振興財団、岡山県経営改善支援センター、中小企業再生支援協議会及び中小企業基盤整備機構など、公的機関による専門家の派遣事業をいう。

※このうち、『公的機関に支払った経費』が対象になります。

制度の概要

補助対象経費：専門家派遣事業を利用する際に公的機関に支払った経費
※旅費は含まない

補助金額：補助対象金額の2分の1以内

補助の制限：1企業あたり同一年度内で合計10万円を限度
（経営改善計画策定等は20万円が上限）

※補助金額は千円未満を切り捨てします。

専門家派遣サポートの流れ

申込人…財団等に制度の申込



申込人…センターに補助金の申請



センター…審査↓交付決定



申込人…財団等へ費用納付



財団等…専門家の派遣



申込人…補助金の請求



センター…補助金の交付

※このサポートは「津山市内に本社又は主たる事業所若しくは工場を有するもの」が対象になります。

問合せ先：つやま産業支援センター

Tel:0868-24-0740 E-mail:info@tsuyama-biz.jp